

泉北環境整備施設組合契約における暴力団等の排除措置に関する規則

平成25年2月5日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）が締結する売買、賃借及び請負その他の契約（以下単に「契約」という。）から暴力団等の介入を排除する措置について必要な事項を定めることにより、暴力団等の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、組合の事務事業の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 組合の契約における競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第4号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（第13条において「不当介入」という。）を行う団体又は個人をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 次のアからカのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をした者
 - ウ イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又はアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの

(ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

(イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

(ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

(エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、組合が締結する契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(6) 役員等 前号オ（ア）から（エ）までに掲げる者（（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。

(7) 監督員 泉北環境整備施設組合財務規則（平成7年規則第3号。次号において「財務規則」という。）第102条の監督を命じられた職員をいう。

(8) 検査員 財務規則第104条の検査を命じられた職員をいう。

（誓約書の徴収）

第3条 入札参加資格の登録を希望する者は、当該登録を申請するに当たり、暴力団等排除に関する誓約書（様式第1号）を組合に提出しなければならない。

2 管理者は、入札参加資格の登録を希望する者が前項に規定する誓約書を提出しないときは、当該登録申請を受け付けてはならない。

（暴力団等排除対策委員会）

第4条 管理者は、暴力団等を排除する対策について審議を行うため、泉北環境整備施設組合暴力団等排除対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 事務局長

(2) 委員 事務局次長、部長及び委員長が特に必要と認めた職員

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集する。
- 6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(入札参加除外措置)

第5条 管理者は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、委員会の審議を経て、同表に定める期間において、当該有資格者を組合が締結する契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、管理者が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該有資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

- 2 管理者は、前項の入札参加除外措置を行ったときは、泉北環境整備施設組合入札参加除外措置決定通知書（様式第2号）により、当該有資格者に通知するものとする。

(入札参加除外措置の解除)

第6条 管理者は、前条第1項の入札参加除外措置を行った日から定める期間が経過し、かつ、入札参加除外者（入札参加除外措置を現に受けている有資格者をいう。以下同じ。）から入札参加除外措置解除の申請があり、当該入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと認められるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において管理者は、措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

- 2 前項の入札参加除外措置解除の申請は、泉北環境整備施設組合入札参加除外措置解除申請書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 管理者は、第1項の入札参加除外措置の解除をするときは、泉北環境整備施設組合入札参加除外措置解除決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第7条 管理者は、前2条の規定による入札参加除外措置又は入札参加除外措置の解除を行ったときは、入札参加除外者等の商号又は名称並びに入札参加除外措置又は

解除の事由その他必要な事項を公表することができる。

(競争入札からの排除)

第8条 管理者は、入札参加除外措置を決定したときは、入札参加除外措置が解除されるまでの間、組合の競争入札から排除するため、次の各号のとおり措置する。

- (1) 当該入札参加除外者の一般競争入札の参加資格を認めない。
- (2) 当該入札参加除外者を指名競争入札において指名しない。
- (3) 一般競争入札の参加資格を有すると確認された者又は指名競争入札の指名を受けた者が開札までの間に排除措置を受けたときは、当該入札参加資格又は当該指名を取り消す。
- (4) 落札予定者が落札決定までの間に排除措置を受けたときは、落札者とししない。
- (5) 落札決定された者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、落札決定を取り消す。

(随意契約からの排除)

第9条 管理者は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の種類、性質、目的、履行場所等により、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた者に特定されるときその他特別の理由があると管理者が認めるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止等)

第10条 契約担当者及び監督員は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者が組合と契約する相手方(以下「契約相手方」という。)の下請負又は受託を行うことを承認してはならない。

(準用)

第11条 第4条から前条までの規定は、入札参加除外者及び別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を構成員とする特定建設共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(契約条項への表記)

第12条 管理者は、契約相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 契約担当者、監督員及び検査員は、契約相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けたときは、速やかに報告を求め、警察に届けるよう指導しなければならない。

2 契約担当者、監督員及び検査員は、契約相手方が直接又は間接に指揮又は監督を行うべき下請負人若しくは受託者(以下「下請負人等」という。)が暴力団等又は

暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、契約相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導するように求めるものとする。

3 契約担当者、監督員及び検査員は、契約相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、当該契約相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

4 契約担当者、監督員及び検査員は、第1項及び第2項の報告を受けたときは、委員会に報告しなければならない。

(関係機関との連携)

第14条 管理者は、警察等関係機関との密接な連携の下、この規則の規定に基づく事務を行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、契約における暴力団等の排除措置に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年2月5日から施行する。

別表(第5条、第6条、第9条—第11条関係)

号	措置要件	期間
1号	有資格者又はその役員等が、暴力団員等であるとき又は暴力団員等が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。	当該措置をした日から24か月(当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。以下同じ。)
2号	有資格者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加えるために暴力団等又は暴力団員等を利用したと認められるとき。	当該措置をした日から12か月
3号	有資格者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。	

4号	有資格者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
5号	有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、1号から4号までのいずれかの規定に該当する者であることを知りながら、当該契約をしたと認められるとき。

（あて先）

泉北環境整備施設組合 管理者 あて

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

暴力団等排除に関する誓約書

私は、泉北環境整備施設組合契約における暴力団等の排除措置に関する規則第3条第1項の規定に基づき、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、大阪府警察に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を組合から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、暴力団等又は暴力団密接関係者ではありません。
- 2 暴力団等又は暴力団密接関係者を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請負人が暴力団等又は暴力団密接関係者であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請負人が暴力団等又は暴力団密接関係者から不当な要求行為を受けたときは、組合に報告し、及び警察に通報します。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）

泉北環境整備施設組合 管理者 あて

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

泉北環境整備施設組合入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付けにて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、泉北環境整備施設組合契約における暴力団等の排除措置に関する規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当していません。

よって、泉北環境整備施設組合契約における暴力団等の排除措置に関する規則第6条第2項の規定により、下記のとおり入札参加除外措置の解除を申請します。

記

（解除を申請する理由とその根拠）